

○海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達

昭和38年 2 月18日
海上自衛隊達第15号

改正 昭和38年 4 月 1 日 海上自衛隊達第40号〔海上自衛隊東京業務隊等の新編に伴う関係達の整理等に関する達14条による改正〕

昭和40年 1 月30日 海上自衛隊達第 7 号〔第 1 潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達25条による改正〕

昭和40年 3 月 1 日 海上自衛隊達第16号〔船越分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 5 条による改正〕

昭和40年 3 月25日 海上自衛隊達第25号〔小月教育航空群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達16条による改正〕

昭和42年 7 月28日 海上自衛隊達第44号〔自衛隊法第17条の 2 の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

昭和42年 9 月30日 海上自衛隊達第53号〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達15条による改正〕

昭和43年 3 月15日 海上自衛隊達第11号〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕

昭和43年 6 月26日 海上自衛隊達第36号〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 10条による改正〕

昭和44年 9 月30日 海上自衛隊達第51号〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 8 条による改正〕

昭和45年 3 月 2 日 海上自衛隊達第 9 号〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

昭和45年 9 月28日 海上自衛隊達第73号〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 5 条による改正〕

昭和46年 4 月 1 日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 8 条による改正〕

昭和47年 9 月 9 日 海上自衛隊達第60号〔第 1 次改正〕

昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第 2 潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

昭和48年11月28日 海上自衛隊達第54号〔第 2 次改正〕

昭和51年 5 月11日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達附則 7 項による改正〕

昭和52年 1 月 7 日 海上自衛隊達第 1 号〔第 3 次改正〕

昭和52年12月27日 海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

昭和53年 6 月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

昭和55年 3 月13日 海上自衛隊達第 6 号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達13条による改正〕

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

昭和56年7月14日 海上自衛隊達第27号〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

昭和56年10月28日 海上自衛隊達第35号〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

昭和57年3月13日 海上自衛隊達第4号〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和57年5月27日 海上自衛隊達第17号〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和58年2月16日 海上自衛隊達第6号〔第4次改正〕

昭和58年3月28日 海上自衛隊達第13号〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和58年6月28日 海上自衛隊達第28号〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

昭和60年6月27日 海上自衛隊達第16号〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

昭和61年3月17日 海上自衛隊達第7号〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和61年7月16日 海上自衛隊達第12号〔第5次改正〕

昭和62年6月29日 海上自衛隊達第17号〔基地業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達4条による改正〕

昭和62年11月27日 海上自衛隊達第34号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達20条による改正〕

昭和63年12月28日 海上自衛隊達第70号〔第6次改正〕

平成元年3月4日 海上自衛隊達第6号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達13条による改正〕

平成元年5月29日 海上自衛隊達第25号〔第7次改正〕

平成3年3月2日 海上自衛隊達第8号〔第8次改正〕

平成3年4月12日 海上自衛隊達第18号〔厚木調査分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成4年2月14日 海上自衛隊達第4号〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成4年4月10日 海上自衛隊達第18号〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成4年4月27日 海上自衛隊達第21号〔第9次改正〕

平成5年3月22日 海上自衛隊達第9号〔第1ミサイル艦隊の新編

等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条の改正]

平成6年8月31日 海上自衛隊達第20号〔第10次改正〕

平成7年3月28日 海上自衛隊達第7号〔作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成7年6月27日 海上自衛隊達第22号〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達11条による改正〕

平成10年6月2日 海上自衛隊達第20号〔港湾哨戒隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達20条による改正〕

平成12年3月3日 海上自衛隊達第4号〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成12年4月27日 海上自衛隊達第18号〔海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成13年3月22日 海上自衛隊達第11号〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

平成13年6月26日 海上自衛隊達第31号〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成13年8月1日 海上自衛隊達第39号〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成14年2月19日 海上自衛隊達第6号〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達18条による改正〕

平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成18年4月3日 海上自衛隊達第20号〔第一海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第9条による改正〕

平成18年7月3日 海上自衛隊達第27号〔第11次改正〕

平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第17条による改正〕

平成20年3月26日 海上自衛隊達第20号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第10条による改正〕

平成21年3月11日 海上自衛隊達第2号〔第13次改正〕

平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に

伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第14条による改正]

平成28年3月31日 海上自衛隊達第13号〔第14次改正〕

平成28年11月8日 海上自衛隊達第43号〔第15次改正〕

平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号〔音響測定隊の編制等の細部に関する達附則6項による改正〕

平成31年4月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

令和2年4月1日 海上自衛隊達第16号〔艦艇開発隊の内部組織に関する達の一部を改正する達附則4条による改正〕

令和2年7月9日 海上自衛隊達第29号〔第16次改正〕

令和2年9月30日 海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

令和4年3月16日 海上自衛隊達第12号〔自衛隊大湊病院等の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

令和5年3月31日 海上自衛隊達第18号〔開発隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

令和6年3月7日 海上自衛隊達第8号〔第11潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条の規定に基づき、海上自衛隊の勤務時間及び休暇に関する達を次のように定める。

海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達

（目的）

第1条 この達は、海上自衛隊における自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この達において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「日課制定者」とは、別表第1の左欄に掲げる者をいう。
- (2) 「部隊等の長等」とは、別表第2の右欄に掲げる者のうち、防衛大臣及び海上幕僚長を除くものをいう。
- (3) 「所属長」とは、別表第2の左欄の者について、訓令第12条に規定する者若しくは同表の右欄の者のうち上司として近い者をいう。

（勤務時間外の勤務）

第3条 訓令第3条の規定により海上自衛官に勤務時間外の勤務を命ずることができる者は、所属長とする。

（日課基準）

第4条 海上部隊に勤務する自衛官の通常の日課基準は、別表第3のとおりとする。

（日課の制定）

第5条 日課制定者は、訓令第4条、第5条及び前条の規定に基づき、季節及び隊務の実

態に応じて、別表第1の右欄に掲げる部隊等（以下「隷下部隊等」という。）の日課を海上幕僚長の承認を得て定めるものとする。

2 前項の日課を定める場合において、次の各号の一に掲げる場合にあつては、海上幕僚長への報告をもつて承認に代えることができる。

(1) 日課制定者が、訓令第4条、第5条及び前条の規定を適用して隷下部隊等の日課を定めるとき。

(2) 日課制定者（護衛艦隊司令官を除く。）が、護衛艦隊司令官の定める日課のとおりに隷下の海上部隊の日課を定めるとき。

(3) 同一地域に2以上の部隊等が所在する場合において、当該地域の先任者（地方総監部の所在する地域においては、当該地方総監とする。）の定めるとおりに他の日課制定者が、隷下部隊等の日課を定めるとき。

3 同一地域に指揮系統の異なる部隊等が所在する場合は、当該地域の日課制定者は、日課の制定に際し相互に調整して、当該地域の日課が整一となるように努めるものとする。
（海上部隊の休養日の指定）

第6条 海上部隊を隷下部隊等に持つ日課制定者は、行動、訓練、演習等により海上部隊の休養日を変更する必要がある場合、前条の規定にかかわらず、当該休養日の指定について当該海上部隊の長に委任することができる。

（日課の臨時変更）

第7条 部隊等の長等は、天候、訓練等の実態に応じて、第5条第1項により定められた日課の実施にあつては、日課時間の一部を臨時に変更することができる。

第8条 訓令第9条に規定する日課の特例は、第9項を除き別に定めるところによる。

2 訓令第9条第9項に規定する日課の特例は、通信、気象、航空管制、航空基地運用その他の当直業務等の特殊業務に従事する海上自衛官について日課制定者が定めることができるものとする。

3 海上部隊に勤務する自衛官は、航海中を除き、訓令第9条第1項、第3項から第7項まで、第8項及び第11項に規定する日課の特例について準用することができるものとする。

第9条 削除

（年次休暇の計算）

第10条 年次休暇の期間中に休養日又は休日をはさまれた場合は、これらの日数は年次休暇として計算しない。

2 年次休暇の日数計算の基礎となる時間は、通常の勤務時間を定められているときは、午前の始業時から午後の終業時までの時間とする。

（休暇の請求）

第11条 休暇の請求は、事前に余裕をもつて休暇簿（隊員の休暇簿について（通知）（人1第2730号。61. 5. 21）に定める休暇簿をいう。以下同じ。）を所属長に提出して行うものとする。

2 所属長と勤務地を異にする部隊等の長等の休暇の請求は、電話その他の方法により行うことができる。

3 所属長は、年次休暇の承認について、部下隊員のうちから専決する者を指定することができる。

(休暇の事後請求)

第12条 訓令第16条第2項に該当した場合は、最も速やかな方法で、その旨を所属長に報告するものとする。

(休暇の始期及び終期)

第13条 休暇簿に記入する休暇の期間の始期及び終期は、通常の日課の課業開始時及び課業終了時とする。ただし、休暇が課業時間の中から又は中途までの場合は、この限りでない。

(請求を要しない休暇)

第14条 訓令第16条第1項に規定する営舎内居住の自衛官の病気休暇については、営舎内若しくは船舶内又は部内の病院(自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院をいう。以下同じ。)で療養する場合のみ請求を要しないものとする。

2 海上自衛官は、請求を要しない休暇を承認された場合においても、休暇中の所在地を所属長に届け出なければならない。

(休暇証)

第15条 訓令第17条第1項の休暇証の様式は、別記様式のとおりとする。

2 所属長は、海上自衛官が次の各号の一に該当する場合は、休暇証の交付を省略するものとする。

(1) 営舎内又は船舶内において病気休暇を承認された場合(通院を含む。)

(2) 部内の病院に入院する場合

3 休暇証に記入する期間は、休暇に先立ち若しくは休暇に引き続き上陸又は外出が許可された場合は、その期間を含めた日時とする。

(休暇の記録及び整理)

第16条 所属長は、休暇簿をもつて休暇の記録及び整理を行うものとする。

(休暇の管理者)

第17条 所属長は、部下隊員のうちから休暇に関する管理者を指定し、休暇簿を管理させるものとする。ただし、所属長と勤務地を異にする部隊等の長等の休暇簿は当該部隊等の長等が管理するものとする。

(無給の休暇日数の通知)

第18条 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第49条第1項第17号及び同条第2項第2号による特別休暇(訓令第14条第7項第2号に該当するものを除く。)を承認した場合並びに同規則第49条の2による介護休暇を承認した場合においては、所属長は、給与事務担当者に対しその者の休暇日数を通知しなければならない。

(遠距離旅行の届出)

第19条 海上自衛官は、休養日及び休日において、部隊等の長等の定める旅行区域の外に出る場合又は旅行区域内においても利用する交通手段により勤務する場所から片道4時間以上を要する地域に旅行する場合には、所属長に目的地、連絡先等を届け出なければならない。

2 部隊等の長等は、前項の旅行区域を次に示すところにより定めるものとする。

- (1) 航空機、船舶（一般に通勤手段として利用されているものを除く。）及び新幹線を除く交通手段により片道4時間以内を基準とし区域図をもつて示す。
- (2) 2以上の部隊等が同一地区に所在する場合は、所在先任の部隊等の長等が旅行区域の決定に関し統制するものとする。ただし、地方総監部の所在する地区においては、当該地方総監の定めるところによる。

附 則

この達は、昭和38年12月18日から施行し、昭和37年11月1日から適用する。

附 則〔海上自衛隊東京業務隊の新編に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則〔船越分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

この達は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則〔小月教育航空群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、昭和40年3月25日から施行する。ただし、第3条による海上自衛隊出納官吏等配置任命規則の改正規定中おとしおに係る部分は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行に際し、第10条による海上自衛隊公印規則の改正規定中航空隊司令の印及び航空隊の印については、同改正規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、阪神基地隊、大阪派遣隊及び阪神警務分遣隊並びに市ヶ谷業務分遣隊に係る部分は、同月30日から施行する。

附 則〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、〔中略〕第8条の規定中別表第1

の海洋業務隊直轄部隊の長に係る部分〔中略〕は、同月25日から施行する。

附 則〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕
この達は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕
この達は、昭和48年12月15日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

1 この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕
この達は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和56年10月31日から施行する。

附 則〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、昭和61年8月1日から施行する。ただし、休暇簿に係る部分は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則〔基地業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、平成3年3月2日から施行する。

附 則〔厚木調査分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年2月15日から施行する。

附 則〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則〕

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則〔第1ミサイル艦隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成5年3月22日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月31日から施行する。

附 則〔第10次改正による附則〕

この達は、平成6年9月1日から施行する。

附 則〔作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成7年3月30日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成7年6月30日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔港湾哨戒隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年6月22日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海隊群、掃海隊群司令部幕僚長及び掃海業務支援隊に係る部分は、同月13日から施行する。

附 則〔海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊に係る部分は、同月27

日から施行する。

附 則〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年6月27日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年8月10日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月12日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則〔第11改正による附則〕

この達は、平成18年8月1日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔第12次改正による附則〕

この達は、平成20年11月10日から施行する。

附 則〔第13次改正による附則抄〕

1 この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔第14次改正による附則〕

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔第15次改正による附則〕

この達は、平成28年11月8日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編成等の細部に関する達の附則抄〕

この達は、平成29年11月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
 - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
 - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
 - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則 〔艦艇開発隊の内部組織に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

(施行期日)

第1条 この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 〔第16次改正による〕

この達は、令和2年8月3日から施行する。

附 則 〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 〔自衛隊大湊病院等の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則 〔開発隊群の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和5年3月31日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）

自衛艦隊司令官	自衛艦隊司令部
護衛艦隊司令官	隷下部隊 （海上訓練指導隊群を除く。）
海上訓練指導隊群司令	隷下部隊
航空集団司令官	航空集団司令部、直轄航空隊、 航空管制隊、機動施設隊、航空 修理隊
航空群司令	隷下部隊
潜水艦隊司令官	潜水艦隊司令部、第 11 潜水隊 、潜水艦教育訓練隊
潜水隊群司令	隷下部隊
地方総監	隷下部隊（基地隊を除く。）
教育航空集団司令官	教育航空集団司令部、直轄教育 航空隊
教育航空群司令	隷下部隊
練習艦隊司令官	
システム通信隊群司令	
海上自衛隊警務隊司令	
海上自衛隊潜水医学実験隊司令	
印刷補給隊司令	
東京音楽隊長	
海上自衛隊東京業務隊司令	
海上自衛隊の各学校長	学校
海上自衛隊補給本部長	補給処
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の各病院長	病院
掃海隊群司令	隷下部隊
艦隊情報群司令	
海洋業務・対潜支援群司令	
開発隊群司令	
基地隊司令	

特別警備隊長	
--------	--

別表第 2（第 2 条関係）

海上幕僚長	防衛大臣
海上幕僚監部に勤務する隊員 防衛大臣直轄部隊、機関の長	海上幕僚長
自衛艦隊司令部に勤務する隊員 自衛艦隊直轄部隊の長	自衛艦隊司令官
護衛艦隊司令部に勤務する隊員 護衛艦隊直轄部隊の長	護衛艦隊司令官
航空集団司令部に勤務する隊員 航空集団直轄部隊の長	航空集団司令官
潜水艦隊司令部に勤務する隊員 潜水艦隊直轄部隊の長	潜水艦隊司令官
地方総監部に勤務する隊員 地方隊の直轄部隊の長	地方総監
教育航空集団司令部に勤務する隊員 教育航空集団直轄部隊の長	教育航空集団司令官
練習艦隊司令部に勤務する隊員 練習艦隊直轄部隊の長	練習艦隊司令官
掃海隊群司令部に勤務する隊員 掃海隊群直轄部隊の長	掃海隊群司令
システム通信隊群司令部に勤務する隊員 システム通信隊群直轄部隊の長	システム通信隊群司令
護衛隊群司令部に勤務する隊員 護衛隊群直轄部隊の長	護衛隊群司令
海上訓練指導隊群司令部に勤務する隊員 海上訓練指導隊群直轄部隊の長	海上訓練指導隊群司令
航空群司令部に勤務する隊員 航空群直轄部隊の長	航空群司令
潜水隊群司令部に勤務する隊員 潜水隊群直轄部隊の長	潜水隊群司令
艦隊情報群司令部に勤務する隊員 艦隊情報群直轄部隊の長	艦隊情報群司令
海洋業務・対潜支援群群司令部に勤務する隊員 海洋業務・対潜支援群直轄部隊の長	海洋業務・対潜支援群司令
開発隊群司令部に勤務する隊員 開発隊群直轄部隊の長	開発隊群司令
教育航空群司令部に勤務する隊員 教育航空群直轄部隊の長	教育航空群司令
作戦情報隊の隊員	作戦情報隊司令

電磁情報隊の隊員	電磁情報隊司令
対潜資料隊の隊員	対潜資料隊司令
対潜評価隊の隊員	対潜評価隊司令
音響測定所の隊員	音響測定所長
海洋観測所の隊員	海洋観測所長
海上システム開発隊の隊員	海上システム開発隊司令
技術評価開発隊の隊員 技術評価開発隊の自衛艦の長	技術評価開発隊司令
航空プログラム開発隊の隊員	航空プログラム開発隊司令
警務隊本部の隊員、地方警務隊長	警務隊司令
地方警務隊の隊員、警務分遣隊長	地方警務隊長
警務分遣隊の隊員	警務分遣隊長
海上自衛隊潜水医学実験隊の隊員	海上自衛隊潜水医学実験隊司令
音楽隊の隊員	音楽隊長
東京業務隊の隊員	東京業務隊司令
学校の隊員	学校長
海上自衛隊補給本部に勤務する隊員 海上自衛隊補給処の長	海上自衛隊補給本部長
海上自衛隊艦船補給処の隊員	海上自衛隊艦船補給処長
海上自衛隊航空補給処の隊員	海上自衛隊航空補給処長
海上自衛隊航空補給処支処の隊員	海上自衛隊航空補給処支処長
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の隊員	病院長
護衛隊勤務 護衛隊の自衛艦の長	護衛隊司令
海上訓練指導隊の隊員	海上訓練指導隊司令
水上戦術開発指導隊本部に勤務する隊員 水上戦術開発指導分遣隊の長	水上戦術開発指導隊司令
潜水隊勤務 潜水隊の自衛艦の長	潜水隊司令
掃海隊勤務 掃海隊の自衛艦の長	掃海隊司令

水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊本部に勤務する隊員 水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊の長	水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊司令
ミサイル艇隊の隊員	ミサイル艇隊司令
特別警備隊の隊員	特別警備隊長
輸送隊勤務 輸送隊の自衛艦の長	輸送隊司令
海上補給隊勤務 海上補給隊の自衛艦の長	海上補給隊司令
海上訓練支援隊勤務 海上訓練支援隊の自衛艦の長	海上訓練支援隊司令
海洋観測隊勤務 海洋観測隊の自衛艦の長	海洋観測隊司令
音響測定隊勤務 音響測定隊のクルーの長	音響測定隊司令
練習隊勤務 練習隊の自衛艦の長	練習隊司令
潜水艦教育訓練隊本部に勤務する隊員 潜水艦教育訓練分遣隊の長	潜水艦教育訓練隊司令
潜水艦基地隊の隊員	潜水艦基地隊司令
基地隊本部に勤務する隊員 基地隊本部所属の支援船乗組みの隊員 基地隊直轄部隊の長	基地隊司令
航空隊の隊員	航空隊司令
航空修理隊の隊員	航空修理隊司令
航空管制隊の隊員	航空管制隊司令
機動施設隊の隊員	機動施設隊司令
教育隊の隊員	教育隊司令
警備隊の本部、防空陸警隊又は陸警隊及び港務隊に勤務する隊員 警備隊直轄部隊の長	警備隊司令
基地業務隊に勤務する隊員 基地業務分遣隊の長	基地業務隊司令
防備隊本部に勤務する隊員 防備隊直轄部隊の長	防備隊司令
衛生隊の隊員	衛生隊司令
航空派遣隊の隊員	航空派遣隊長
弾薬整備補給所の隊員	弾薬整備補給所長
造修補給所の隊員	造修補給所長

システム通信隊に勤務する隊員 システム通信分遣隊の長	システム通信隊司令
移動通信隊の隊員	移動通信隊司令
保全監査隊本部に勤務する隊員 保全監査分遣隊の長	保全監査隊司令
システム通信分遣隊の隊員	システム通信分遣隊長
保全監査分遣隊の隊員	保全監査分遣隊長
整備補給隊の隊員	整備補給隊司令
標的機整備隊の隊員	標的機整備隊司令
航空基地隊の隊員	航空基地隊司令
教育航空隊の隊員	教育航空隊司令
自衛艦乗組の隊員（クルー勤務の隊員を除く。）	自衛艦の長
クルー勤務の隊員	クルーの長
水上戦術開発指導分遣隊の隊員	水上戦術開発指導分遣隊長
潜水艦教育訓練分遣隊の隊員	潜水艦教育訓練分遣隊長
水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊の隊員	水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊長
水中処分隊の隊員	水中処分隊長
基地分遣隊の隊員	基地分遣隊長
基地業務分遣隊の隊員	基地業務分遣隊長
航空分遣隊の隊員	航空分遣隊長
磁気測定所の隊員	磁気測定所長
警備所の隊員	警備所長
連絡所の隊員	連絡所長
支所の隊員	支所長

別表第 3 （第 4 条関係）

海上部隊の通常の日課基準

1 夏期の日課基準（4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで。）

時 刻	実 施 事 項	
	平 日	休養日、休日
0 6 0 0	起 床	
0 6 0 5	体 操	
0 7 0 0		起 床
0 7 4 5	課業開始	(以後休業)
1 1 4 5	課業終了	
1 3 0 0	課業開始	
1 6 4 5	課業終了	
1 9 3 0	巡検	
2 2 0 0	消灯	
ただし、日没が1930以降となる場合は、日没後巡検を行う。		

2 冬期の日課基準（1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで。）

時 刻	実 施 事 項	
	平 日	休養日、休日
0 6 3 0	起 床	
0 6 3 5	体 操	
0 7 0 0		起 床
0 7 4 5 以降については、夏期の日課基準に同じ。		

3 備考

日曜日及び土曜日は休養日とする。

別記様式（第 15 条関係）

休 暇 証									
所属	階級		氏名						
上記の者に下記のとおり休暇を承認する。									
令和	年	月	日	時から	年	月	日	時まで	
令和	年	月	日						
(所属長)				印					

8.5cm

6cm